

令和3年度高知県保育士修学資金貸付募集要項

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

実施主体 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

貸付対象

次のいずれの条件にも該当する者

○指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者（通信制を含む）

（指定保育士養成施設の法的位置づけ）

児童福祉法第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設

○原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、**別紙1**に定める区域及び施設等に従事しようとする者

※ただし、高知県内に住民登録をしていない次に掲げる者についても、卒業後、高知県内において**別紙1**に定める施設等に従事しようとする場合は対象とする。

- ・高知県内の養成施設に修学する者
- ・高知県外の養成施設等に修学する場合であっても、修学生の出身世帯の住所地が高知県内にあること
- ・通信制の場合は、養成施設の所在地の都道府県で貸付を受けることはできない

○成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

※通常分の貸付け対象者

- ・**別紙4**「貸付者所得基準」に該当する者

※生活費加算の貸付け対象者

- ・貸付申請時に生活保護世帯の者
- ・生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社会福祉協議会長が必要と認める者（**別紙2**「生活費加算について」の2に記載のとおり）

貸付対象者等の留意事項

- ① 本修学資金と高等教育の修学支援新制度は併用できる場合がある。この場合に、高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなるため、支援内容決定後に貸付額を調整するものとする。

保育士修学資金貸付制度		
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	授業料等減免後、自己負担が発生する場合、自己負担分を貸付可	入学金減免後、自己負担が発生する場合、自己負担分を貸付可
給付型奨学金		

保育士修学資金貸付制度		
高等教育の修学支援新制度	就職準備金	生活費加算
授業料等減免		
給付型奨学金	○併用可	×併用不可

- ② 日本学生支援機構の「貸与型の奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を活用している者については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合に貸付けできるものとする。
- ③ ①、②のほか、既に当修学資金、県の補助金による奨学金又は他の国庫補助事業等（※）の給付・貸付制度を活用している者は、貸付けの対象とならない。
- ※生活福祉資金貸付制度、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等

貸付内容

- 貸付額 次の金額を上限として貸付けを行う。
 - 月額（学費相当分） 50,000円以内
 - 入学準備金 200,000円以内（初回の貸付時）
 - 就職準備金 200,000円以内（最終回の貸付時）
 - 生活費加算 別紙2「生活費加算について」の1に記載のとおり
（ただし、加算の期間は2年を上限とする。）
- 貸付利子 無利子
- 貸付期間
 - 養成施設の正規の修学期間が2年以内の場合は、養成施設に在学する期間
 - 養成施設の正規の修学期間が2年間を超える場合は、2年間ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合であって、貸付金額のうち学費相当分（月額50,000円以内）の合計が、120万円以下であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。
- 資金の使途
養成施設へ支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等（生活費加算分については養成施設に在学中の生活費を含む。）の経費
- 交付 年2回（前期、後期として各6ヶ月分）

連帯保証人

○人数：原則2名

※家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない、真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。（事前に申請先へ相談してください。）

※貸付申請者が未成年である場合には、連帯保証人1名は法定代理人（親権者、未成年後見人等）

でなければならない。

※連帯保証人は、成年の者で、前項の法定代理人の場合を除き、貸付申請者の世帯と生計を異にする者でなければならない。

修学資金の返還債務の免除

養成施設を卒業した日から1年以内に、**別紙1**に定める区域及び施設等に従事し、かつ、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を免除する。

ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間

イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合 3年間

(高知県内の過疎地域については、**別紙3**「高知県内の過疎地域市町村等一覧」のとおり)

ウ 中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者)が当該業務に従事した場合 3年間

修学資金の返還について

○次に該当する場合には、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は**別紙1**に定める区域及び施設等に従事しなかったとき。

(3) **別紙1**に定める区域及び施設等に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

○返還期間

(1) 生活費の加算がない場合 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間
(入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加える)

(2) 生活費の加算がある場合 修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間
上記、(1)、(2)共に、「修学資金の貸付けを受けた期間」が2年を超える場合は、これを「2年」と読み替える。

○返還の方法 月賦又は半年賦の均等払方式

○延滞利子

修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

募集について

1 募集人数

(1) 通常分 40名

(2) 生活費加算分 通常分40名のうち該当者に加算する形で募集する。

2 募集期間

【一次募集】

○募集期間 令和3年2月1日(月)～令和3年2月22日(月)

○募集対象 通常分：養成施設等の令和3年度入学選考に合格した者

生活費加算分：養成施設等へ令和3年度に入学しようとする者(合格前の申請可)

○申請後の流れ(予定時期)

・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、入学後に在学証明の提出をもって貸付決

定し通知する。（４月予定）

- ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。（５月予定）

【二次募集】

○募集期間 令和３年４月１日（木）～令和３年５月７日（金）

○募集対象 養成施設等の令和３年度入学選考に合格した者（通常分・生活費加算分とも）

○申請後の流れ（予定時期）

- ・貸付決定 申請書類提出後、本会にて選考を行い、貸付者を決定し通知する。（６月予定）
- ・資金交付 借用証書等の提出後、貸付金を交付する。（７月予定）

申請について

１ 申請方法

募集期間内に申請書類を、高知県社会福祉協議会 福祉資金課あてに提出すること。

（郵送の場合は当日消印有効）

※県内の養成施設に入学した方は、養成施設で取りまとめたうえで提出すること。

※募集期間終了後であっても、家計の経済状況が急変した場合など、真に必要な事由が生じた場合には、申請日の属する月からの貸付申請を行うことができる。

２ 申請書類

（１）修学資金貸付申請書（第１号様式）

（２）身上調書（第５号様式）

（３）養成施設からの推薦状（第６号様式）

（４）世帯全員の住民票 ※続柄省略不可 ※３ヶ月以内に取得したもの

（５）世帯全員及び連帯保証人の令和２年度分（令和元年份）の所得証明書
（通学の学生、生徒及び未就学児を除く）

（６）個人情報の取り扱いについて（同意書）**別紙５**

（７）その他必要と認められる書類

①前年の所得（令和２年分）を証明する次のうちいずれかの書類

ア 世帯人員が給与所得者の場合 源泉徴収票

イ その他 （例示）確定申告書、給与明細 等

②貸付申請時に高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」及び「給付型奨学金」の支援が決定している場合

ア 奨学生証の写し

イ 「高等教育の修学支援新制度」利用者修学資金の使途調書**別紙６**

③生活費加算の場合 **別紙２**「生活費加算について」の３に記載の書類

【問い合わせ先及び申請先】

高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

TEL 088-844-4600（平日 8:30～17:15）

URL <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>